

自衛隊中央病院仕様書			
第6 隊舎ユニットヒーター交換	仕様書番号		
	CH-KS-068		
	作成年月日	令和8年10月14日	
	調達要求番号	61331AS0058	
	作成部課名	総務部管理課	

1 概 要

- (1) ユニットヒーター交換 1 台
- (2) 試験運転調整 1 式

2 施工場所

東京都世田谷区池尻 1－2－24 陸上自衛隊三宿駐屯地
 #45 第6 隊舎7階 西側乾燥室

3 施工時期

契約が決まり次第速やかに工程表を作成・提出し、監督官と日程調整を行うこと。

4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、下記に示すもの及び関係法令等に基づき実施すること。
 ア 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）現行版
 イ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）現行版
 ウ 機械設備工事監理指針 現行版

(2) 施工時間

施工時間は原則として、平日の9時00分から16時30分の間で実施すること。やむ得ず土、日、祝日及び時間外の施工が必要となる場合は、速やかに監督官と協議すること。

- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議すること。

- (4) 本役務に必要な資材、機材、消耗品等は請負業者において用意すること。

(5) 施工写真の提出

施工写真については、施工前、中、後を工程毎に努めて同じ角度から撮影する他、隠蔽部分となる箇所及び材料搬入状況（※数量及び規格等が判別可能なもの）、監督官から指示された箇所を撮影すること。撮影した写真は、A4サイズのアльバム等に整理の上、その他提出書類に併せて提出すること。

- (6) 施工中に施設・機械等に損傷を与えた場合、速やかに原状復旧を行うこと。

(7) 軽微な変更

施工に際して、現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合は、監督官と協議の上その指示に従うものとする。なお、この変更等に伴う請負金額の変更及び工期の変更については行わないものとする。

(8) 使用材料

本役務に使用する資材は、すべて新品とし、材料検査で監督官から承認を得たものを使用すること。

- (9) 指定場所以外での喫煙を禁ずる。

- (10) 病院内においては不織布マスクを着用するものとする。

(11) 安全確保

建築基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき、常に施工の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

(12) 発生材の処理

本役務で撤去する金属製（鉄・銅・ステンレス等）の廃材については、寸法・重さを計測し、発生材調書を作成及び提出するとともに、官側の指定する場所に運搬集積すること。

産業廃棄物の処理については、請負業者において適切に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェストE表）の写しを期間内に提出すること。

(13) 工程監理

施工を適正且つ円滑に実施する為、請負業者は監督官と常に連絡を取り、施工方針及び条件等の疑義を正すものとし、その打合せ内容については、その実施の都度、請負業者が打合せ簿（官側指定様式）を作成し、相互に確認保存すること。

(14) 施工に使用する電気・水は請負業者にて用意すること。駐屯地内の電源等から使用する場合は、メーターを設置する等、使用量が分かるようにすること。但し、清掃等、最低限使用するものについては、官側から支給する。

(15) 本仕様書に記載なき事項であっても、当然実施すべき箇所については実施すること。

また、施工中は腕章又はパスケース等を確実に作業員に装着させること。腕章等については請負業者で準備すること。

5 特記事項

(1) 交換部品

品 名	部品規格	数 量	備 考
ユニットヒーター	木村工機 GTP2-60HZ	1 台	天吊り型

(2) 役務実施時間等の細部については、監督官との調整により行うこと。

(3) 施工終了後、動作試験を実施し、異常がないことを確認すること。

また、異常状態が継続する場合は、原因を調査し、施工箇所の不具合であった場合は、速やかに調整を実施すること。施工箇所以外での不具合が発見された場合は、修理見積を作成し監督官に提出すること。

(4) 本役務の範囲外で不具合を発見した場合、速やかに報告するとともに必要な作業の参考見積を作成し提出すること。

(5) 本役務内で火気を使用する場合は、事前に火気使用申請（官側指定様式）を提出すること。

6 提出書類等

(1) 官側の示す様式により、監督官の指示するものを遅滞無く作成し、提出すること。

(2) 役務に必要な資格等がある場合は免状の写しを提出すること。

7 完成検査

本工事完成時、特記仕様書及び図面等に基づき請負業者、監督官が立会の上、検査官が指定した日時に実施する。